



## 電話通信サービス提供に関する単価契約書（案）

- 1 件名 熊本市上下水道局庁舎電話通信サービス調達（長期継続契約）
- 2 履行場所 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 熊本市上下水道局
- 3 履行期間 自 令和2年(2020年)7月1日  
至 令和7年(2025年)6月30日
- 4 契約単価（消費税及び地方消費税の額を含まず。）

### (1) 初期費用

区分	数量	単位	単価（円）
接続工事費等	1	式	¥〇〇〇,〇〇〇-

### (2) 基本使用料（月額）

区分		数量	単位	単価（円）
一般電話	基本料	1	回線	¥〇〇,〇〇〇-
	追加チャンネル	1	c h	¥〇〇,〇〇〇-
	追加番号(ダイヤルイン)	1	番号	¥〇〇,〇〇〇-
	発信者番号表示サービス	1	c h	¥〇〇,〇〇〇-
	発信者番号通知サービス	1	番号	¥〇〇,〇〇〇-

### (3) 通話料

区分（通話先）	数量	単位	単価（円）
市内	3	分	¥〇〇〇-
県内市内	3	分	¥〇〇〇-
県外	3	分	¥〇〇〇-
携帯電話	1	分	¥〇〇〇-

※これらにかかる消費税及び地方消費税について、税法の改正により税率が変動した場合には、その施行日以降に利用したものについては変動後の税率により計算する。

5 契約保証金 \_\_\_\_\_ 円 (又は免除)

上記の電話通信サービスの提供について、利用者 熊本市と提供者 \_\_\_\_\_ とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、利用者及び提供者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 月 日

利用者 熊本市中央区水前寺 6 丁目 2 番 4 5 号

熊本市

代表者 熊本市上下水道事業管理者 ○○ ○○○ 印

提供者 住所

商号又は名称

代表者名 印

(総則)

第1条 この契約にて提供者が利用者に提供するサービスは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務のうち、電話通信サービスとする。

- 2 利用者及び提供者は、この契約書並びに別紙調達仕様書（以下「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする電話通信サービス調達契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 3 提供者は、契約書及び設計図書記載の電話通信サービス（以下「通信サービス」という。）を履行期間（以下「履行期間」という。）に提供するものとし、利用者は、準備に生じた初期費用を含め、通信料金を支払うものとする。
- 4 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第24条の規定に基づき、利用者と提供者との協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務計画書)

第2条 提供者は、設計図書に従い、すみやかに通信サービスの提供開始までに要する必要手順をまとめた作業実施計画書を利用者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(契約の保証)

第3条 提供者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を利用者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、利用者が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額（初期費用の契約金額並びに基本価格及び通話料の区分ごとの契約金額（以下、契約単価という。）に予定数量を乗じて得た額の合計額）を1年間当たりの額に換算した額の10分の1以上としなければならない。
  - 3 第1項の規定により、提供者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 4 契約単価の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約単価に1年間に相当する予定数量（設計図書に記載した数量）を乗じて得た額の10分の1に達するまで、利用者は保証の額の増額を請求することができ、提供者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 提供者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、利用者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 提供者は、通信サービスの履行の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 提供者は、前項の主たる部分のほか、利用者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 提供者は通信サービスの履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、利用者の承諾を得ねばならない。ただし、利用者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 4 利用者は、前項の場合において当該再利用者又は再委任者について、通信サービスの履行に著しく不相当と認められるものがあるときは、提供者に対して書面によりその理由を明示してその変更を求めることができる。

(使用人に関する提供者の責任)

第6条 提供者は、通信サービスの履行の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

- 2 提供者は、使用人については、利用者の請求があるときは、その氏名を利用者に通知しなければならない。

(作業の報告等)

第7条 提供者は、通信サービス提供までに提供者において実施する作業の実施状況について、利用者に対して作業報告書を提出しなければならない。

- 2 利用者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、提供者に対して作業の実施状況及びその結果について報告を求めることができる。

(関連作業等を行う場合)

第8条 利用者及び提供者は、相手方の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ相手方に通知し、利用者と提供者は協力して建築物の保全にあたるものとする。

(通信サービス内容の変更方法)

第9条 利用者は、特別の理由により通信サービスの内容を変更する必要があるときは、通信サービスの内容の変更を提供者に通知して、通信サービスの内容を変更することができる。この場合においては、利用者は、必要があると認められるときは、契約単価を変更し、又は提供者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 提供者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間中に通信サービスの全部又は一部を提供することができないときは、その理由を明示した書面により

利用者に通信サービスの提供の全部又は中止を請求することができる。

- 3 履行期間の変更については、利用者と提供者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、利用者が定め、提供者に通知する。

#### (契約単価の額の変更)

第10条 利用者及び提供者は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、契約単価の額が不適当になったと認めたときは、相手方に対して契約単価の額の変更を請求することができる。

- 2 利用者及び提供者は、契約後の事情の変更等により、著しく変動を来し、契約単価の額が著しく不適当になったと認めたときは、相手方に対して契約単価の額の変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、契約単価の変更額については、利用者と提供者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、利用者が定め、提供者に通知する。

#### (臨機の措置)

第11条 通信サービスの提供に当たって事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、利用者と提供者とが協議して臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、提供者の判断によって臨機の措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合においては、提供者は、その講じた措置の内容を遅滞なく利用者に通知しなければならない。
- 3 利用者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、提供者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 提供者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、通信料金の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、利用者がこれを負担する。

#### (損失負担)

第12条 提供者は、通信サービスの提供において利用者に損害を与えたときは、直ちに利用者に報告し、損害を賠償しなくてはならない。

- 2 提供者は、通信サービスの提供において第三者に損害を与えたときは、直ちに利用者に報告し、提供者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が利用者の責めに帰すべき事由によるときにはその限度において利用者の負担とする。
- 3 提供者は、提供者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責めを負わない。

#### (単価契約以外の通信料金等)

第13条 IP電話・PHS電話への通話、国際電話等、その他契約単価以外の通信料金及び料金の計算方法その他の提供条件については、提供者が電気通信役務に関する料金その他の提供条件について定めた契約約款によるものとする。

(通信料金の支払)

第14条 提供者は、月毎に通信料金の支払を利用者に請求するものとする。

2 通信料金の月額総額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 利用者は、第1項の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に通信料金を提供者に支払わなければならない。

(利用者の契約解除権)

第15条 利用者は、提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、この契約上の通信サービスを提供せず、又は提供の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第5条又は第20条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第18条に規定する事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 提供者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下この号、次条及び第22条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 提供者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、利用者が提供者に対して当該契約の解除を求め、提供者がこれに従わなかったとき。

2 利用者は、前項の規定によりこの契約の解除をしたときは、既に提供された通信サービス部分に相当する通信料金を支払わなければならない。

3 提供者は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合においては、通信料金

の契約単価（以下「契約単価」という。）に1年間に相当する予定数量（設計図書に記載した数量）を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として、利用者の指定する期限内に支払わなければならない。

- 4 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、利用者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合行為等に対する解除措置）

第16条 利用者は、前条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 提供者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 提供者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
  - (3) 提供者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（その他の解除権）

第17条 利用者は、通信サービスの提供期間中は、第15条第1項及び前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 第15条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。
- 3 利用者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより提供者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（提供者の契約解除権）

第18条 提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 利用者が第20条の規定に違反したとき。
  - (2) 利用者がこの契約に違反し、それにより通信サービスの提供が不可能となったとき。
- 2 第15条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
  - 3 利用者は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合において、これにより提供者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除の効果）

第19条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する利用者及び提供

者の義務は消滅する。

第19条の2 この契約は、地方自治法（昭和22年法第67条）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約であるため、本契約日の属する年度の翌年度以降において、委託者の歳出予算の該当金額について減額又は削除があったとき、利用者はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

2 提供者は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、利用者にその損害を請求することができる。

（秘密の保持）

第20条 利用者及び提供者は、この契約の履行に関して知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は盗用してはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。なお、この契約の履行に当たる提供者の使用人も同様の義務を負い、この違反について提供者はその責めを免れない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第21条 提供者がこの契約に基づく損害金又は違約金を利用者の指定する期間内に支払わないときは、利用者は、その支払わない額を利用者の指定する期間を経過した日から支払の日まで年2.6%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを提供者に請求することができる。

2 利用者の責めに帰すべき事由により、通話料金の支払いが遅れた場合において、提供者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを利用者に請求することができる。

（契約解除の通知）

第22条 利用者又は提供者は、この契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

（不正行為に伴う損害の賠償の予約）

第23条 提供者は、この契約に関して、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、通信料金の契約単価（以下「契約単価」という。）に1年間に相当する予定数量（設計図書に記載した数量）を乗じて得た額の10分の2に相当する金額を賠償金として利用者の指定する期間内に利用者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第16条第1項各号に掲げる場合において、命令又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。

(2) 第16条第1項第3号に掲げる場合において、提供者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第198条の刑であるとき(当該確定した刑が同条の刑のほか、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。))若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。))の刑であるときを除く。)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、利用者が特に必要があると認めるとき。

2 前項本文の規定にかかわらず、利用者は、損害の額が同項に規定する請負代金額

の10分の2に相当する金額を超えるときは、提供者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

(紛争の解決)

第24条 この契約書の各条項において利用者と提供者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに利用者が定めたものに提供者が不服である場合その他この契約に関して利用者と提供者との間に紛争を生じた場合には、利用者及び提供者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、利用者と提供者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは利用者と提供者が折半し、その他のものは利用者と提供者とがそれぞれが負担する。

2 第1項の規定にかかわらず、利用者又は提供者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、同項の利用者と提供者との間の紛争について 民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第25条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて利用者と提供者とが協議して定める。